

□■養成所ニュースプラス第4号 2024□■

先週の Test Info でお知らせしたように、第37回国家試験日が2025（令和7）年2月2日（日）と公表されました。第35期生の皆さんはこの日に向かって進むことになります。

Plus Column でも、今週から「受験対策ミニ講座」を始めます。スケジュールの立て方や受験対策ツール、先輩からのメッセージなどを紹介しながら過去問を中心に解説します。今年度も国家試験の合格発表まで続けていきます。36期生も来年の今頃を思い浮かべながらお付き合いください。

Plus Quiz は「相談援助の基盤と専門職」（現、ソーシャルワークの基盤と専門職）から「社会福祉士及び介護福祉士法」に関する問題です。選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるかもあわせて考えてみましょう。

■Plus Quiz

【第36回問題 91】社会福祉士及び介護福祉士法における社会福祉士の義務等に関連する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 後継者の育成に努めなければならない。
2. 秘密保持義務として、その業務に関して知り得た人の秘密は、いかなる理由があっても開示してはならない。
3. 社会福祉士の信用を傷つけるような行為を禁じている。
4. 社会福祉士ではなくとも、その名称を使用できる。
5. 誠実義務の対象は、福祉サービスを提供する事業者とされている。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info

- ・(35期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ
申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。
本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。
- ・(36期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ
「受給資格者証と公的身分証明書のコピー」の提出をされていない方は、早急に提出してください。
- ・(36期生) 見込書類（実務経験証明書）のさしかえについて
入学願書提出時に「実務経験見込証明書」を提出している方は、入学資格または実習免除を満たした期間の「実務経験証明書」の提出が必要となりますので、早急に提出してください。
- ・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

■Test Info

国家試験に関する情報をお届けします

- ・第37回国家試験は、令和7年2月2日（日）です。
概要はこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1299480&c=3246&d=99c7>
受験申込手続き（予定）はこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1299481&c=3246&d=99c7>
- ・第37回国家試験から適用する社会福祉士国家試験合格基準並びに総試験時間数が公表されました。
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1299482&c=3246&d=99c7>
- ・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1299483&c=3246&d=99c7>

■Plus Info

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1299484&c=3246&d=99c7>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1299485&c=3246&d=99c7>

■Plus Column

【受験対策ミニ講座第1号／第37回国家試験の概要】

これまでも第37回国家試験が、新たな教育内容に基づく初めての試験になることを伝えてきました。午前、午後の試験時間はまだ公表されていませんが、情報も出そろってきました。

今回は、5月20日に社会福祉振興・試験センター（以下、試験センター）から公表された出題基準と合格基準について共有します。(1)出題基準の基本的性格、(2)大、中、小項目の位置づけと関係は前回どおりですが、新しい科目別出題基準が別添されています。ここでは「中項目」に注目してください。中項目は試験の出題内容となる項目で、この範囲から出題されるからです。皆さんが使っているテキストの章立てと近く参照しやすいと思います。メルマガでも、順次、共有していきます。

前回までの合格基準は、60%程度の得点と18科目群全てに得点しないといけないというものでした。ところが、今回後者は、数科目ごとに6つの科目群が作られ「6科目群すべてに得点があった者」へと大幅に変わりました。出題数も150問から129問へ、総試験時間数も240分から225分になっています。

皆さんもこの機会に試験センターのウェブサイトで詳細を確認しましょう。→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1299486&c=3246&d=99c7>

既に、レポートは書き上げ、受験勉強に切り替えたという話も聞きますが、多くの皆さんはいつからどのように始めたらいかがかわからない状況ではないでしょうか。次回は、受験対策のスケジュールについてお伝えします。

【Plus Quiz 正答と解説】

「相談援助の基盤と専門職」の問題91は社会福祉士及び介護福祉士法の指定席で、この10年間でも毎年出題されています。中でも、社会福祉士の義務は頻出です。共通・社会専門テキスト11「ソーシャルワークの基盤と専門職」第1章第2節で確認しましょう。

2007（平成19）年の法改正で義務規定が見直され、「誠実義務」と「資質向上の責務」が加わりました。同時に定義規定も見直され、他のサービス関係者との「連絡・調整」を明確にしました。任用の促進では、従前の児童福祉司に加え、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司等の任用資格として社会福祉士を位置づけました。

この科目の新しい出題基準では、中項目「ソーシャルワークの原理」（例示：集団的責任、多様性の尊重）、「ソーシャルワークの援助関係の意義」（例示：クライアント主体、パートナーシップ）が明示されています。テキスト第3章第1節、第2章第2節1のキーワードを理解しておきましょう。

1. ×社会福祉士の資質向上の義務は、法第47条の2に規定されていますが、後継者の育成の規定はありません。しかし、後継者の育成も必要であり、地域の社会福祉士会では、研修や交流会等が行われています。
2. ×法第46条には「正当な理由がなく」業務に関して知り得た人の秘密を在職中のみならず退職後においても漏らすてはならないことが規定されています。
3. ○信用失墜行為の禁止は、法第45条に規定がされています。社会福祉士の倫理綱領には、「自分の権限の乱用や品位を傷つける行いなど」と示されています。合わせて、社会福祉士の行動規範の該当部分も確かめておきましょう。
4. ×法第48条には「社会福祉士でない者は、社会福祉士という名称を使用してはならない。」と規定されています。
5. ×法第44条の2に規定される「誠実義務」は、社会福祉士それぞれが守らなくてはならない義務です。福祉サービ

スを提供する事業者ではありません。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus